見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 （直通）098-861-2337 （FAX）098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』（別紙参照）に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否：　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の買入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　名	金良交通量観測設備移設工事
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否：　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
- ・予定価格250万円以下の工事又は製造
- ・予定価格160万円以下の財産の買入
- ・予定価格50万円以下の財産の売払
- ・予定価格100万円以下の役務

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領⑴ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 ☐有　　　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐有　　　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	☐手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 ☐有　　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐有　　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	☐手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 ☐有　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐有　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	☐手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領⑴ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　　　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第5章　再　生　資　源

第1条　再生資源の利用

1．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

1）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

2．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

3．建設リサイクル法第11条に基づき工事に着手する日の7日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

4．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第2条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第1編1－1－18建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 ☐有　　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐有　　■無	☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	☐手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

第５章　再　生　資　源

第１条　再生資源の利用

１．特定建設資材の分別解体等・再生資源化等〔実施要領(1)ロに該当する工事の場合〕

１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「６　解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

２）受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式１〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式２〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日
・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

２．建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という。）の登録対象工事であり受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．建設リサイクル法第１１条に基づき工事に着手する日の７日前までに都道府県知事に通知する必要があることから、契約後すみやかに再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書等の通知に必要な資料を監督職員へ提出するものとする。

４．その他

工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第２条　建設副産物

土木工事共通仕様書（案）第１編１－１－１８建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。

また、土砂、砕石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。

①分別解体等の方法

	工　程	作業内容	分別解体等の方法（※）
工程ごとの作業	①仮設	仮設工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	□手作業

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年 2月 8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3 見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4 完了払いとします。 5 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6 契約書作成の要否: 要 6 宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵 直」として下さい。 7 見積書は任意様式でご提出願います。 8 仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　量　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年 2月 8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1 『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2 随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3 見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4 完了払いとします。 5 適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6 契約書作成の要否: 要 6 宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長 庵 直」として下さい。 7 見積書は任意様式でご提出願います。 8 仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務

見積書提出依頼

件　　　　　名	金良交通量観測設備移設工事
数　　量　　等	別紙のとおり
履　行　期　限	契約締結翌日から平成25年　2月　8日まで
見積書の提出場所	沖縄総合事務局　南部国道事務所　経理課　契約係
見積書提出期限	平成 24 年 11 月 20 日13時30分
担　　　　　当	沖縄総合事務局南部国道事務所経理課 契　約　係　　金　城 (直通)098-861-2337 (FAX)098-868-1429
	1　『オープンカウンター方式試行要領』(別紙参照)に準じて手続きを進めますので、要領を熟読のうえ、見積書を提出して下さい。 2　随意契約の相手方を決定するに当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約価格とするので、契約申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載して下さい。 3　見積金額については、仕様書に基づく総価を記載して下さい。 4　完了払いとします。 5　適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。なお、見積書及び請求書に支払条件として「適法な請求書を受理した日から30日以内の支払い」の旨明記して下さい。 6　契約書作成の要否:　要 6　宛名は、「分任支出負担行為担当官沖縄総合事務局南部国道事務所長　庵　直」として下さい。 7　見積書は任意様式でご提出願います。 8　仕様書等に関しての質問等については、上記担当者にお願いいたします。

【参考】オープンカウンター方式の対象案件
・予定価格250万円以下の工事又は製造
・予定価格160万円以下の財産の買入
・予定価格50万円以下の財産の売払
・予定価格100万円以下の役務